

倉環境第455号  
令和7年10月20日

倉吉市廃棄物減量等推進審議会会長様

倉吉市長 広田 一恭



### 可燃ごみ処理手数料の改定について（諮問）

倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第8条の規定により、可燃ごみ処理手数料の改定について、貴審議会の意見を求める。

記

#### 1 諒問事項

可燃ごみ処理手数料の改定について

#### 2 諒問の趣旨

本市では、ごみの排出抑制を図るため、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例に可燃ごみ処理手数料を規定し、指定ごみ袋を有料化しています。

本市の家庭系可燃ごみの「1人1日あたりの排出量」は、指定ごみ袋の有料化を開始した平成17年度から平成22年度までの5年間は減少傾向で推移していましたが、平成22年度以降は増加に転じているため、今一度、ごみの適正な分別の取り組みを徹底し、ごみの排出抑制を図る必要があります。

このような状況の中で、ごみ処理施設の運営管理に係る人件費や諸物価の高騰、施設整備費等の増加に伴い、ごみ処理経費が高騰しているため、可燃ごみ処理手数料を見直す必要があると考えています。

また、ごみの排出量が少ない世帯の負担を考慮するため、現在の小袋よりさらに小さい袋を導入する必要があると考えており、新規格の袋の可燃ごみ処理手数料の設定を含めた改定を貴審議会に諮問するものです。